

総務財政委員会 令和2年5月26日
区民部 資料1番
所管 国保年金課

大田区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 対象とする条例

大田区国民健康保険条例

2 改正理由及び概要

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした一定の要件を満たした被用者に対して傷病手当金を支給するため、大田区国民健康保険条例の一部を改正する。

(1) 対象者

国民健康保険の被保険者である被用者（給与等の支払いを受けている者に限る。）で療養のため労務に服することができない者。（新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われる場合に限る。）

(2) 支給期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間。

(3) 支給額

直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 $\times 2/3 \times$
日数

(4) 適用期間

令和2年1月1日から規則で定める日までの間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで）

3 施行日

公布の日

4 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

○大田区国民健康保険条例新旧対照表

新	旧
大田区国民健康保険条例 昭和34年11月20日 条例第15号	大田区国民健康保険条例 昭和34年11月20日 条例第15号
目次	目次
第1章 総則（第1条）	第1章 総則（第1条）
第2章 国民健康保険運営協議会（第2条・第3条）	第2章 国民健康保険運営協議会（第2条・第3条）
第3章 被保険者（第4条・第4条の2）	第3章 被保険者（第4条・第4条の2）
第4章 保険給付（第5条—第12条）	第4章 保険給付（第5条—第12条）
第5章 保健事業（第13条）	第5章 保健事業（第13条）
第6章 保険料（第14条—第24条の4）	第6章 保険料（第14条—第24条の4）
第7章 雑則（第25条・第26条）	第7章 雑則（第25条・第26条）
第8章 罰則（第27条—第29条）	第8章 罰則（第27条—第29条）
付則	付則
第1条から第29条まで（略） 付則 <u>（※制定付則）</u>	第1条から第29条まで（略） 付則 <u>（※制定付則）</u>
第1条から第7条まで（略） <u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</u>	第1条から第7条まで（略） <u>（新設）</u>
<u>第8条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u>	
<u>2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数</u>	

新	旧
<p>があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。<u>ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額(その金額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、その金額とする。</u></p> <p><u>3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</u></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)</u></p> <p><u>第9条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</u></p> <p><u>第10条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において、その受けすることができるはずであつた給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。</u></p> <p><u>2 前項の規定により区が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。</u></p> <p>付 則 (※今回の改正付則)</p>	

新	旧
<p><u>この条例は、公布の日から施行し、改正後の付則第8条から第10条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。</u></p>	